

太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書

本意見書については、平成31年3月20日付けをもって既に提出し、一部は法律改正により対応されているが、未だ一部の事業者においては地域に十分な説明を行わないまま太陽光発電事業が進められ、地域住民の不安や不信を招いてしまうケースのほか、太陽光発電設備が住宅地に近接した遊休農地や山林を伐採して設置されるなど、周辺環境との不調和や景観の阻害、反射光による光害等といった地域住民の住環境への悪影響のみならず土砂災害等の発生が危惧される状況となっている。当市においては、こうした現状から規制条例を制定しているが、条例での規制については限界を感じている。

よって、国においては、太陽光発電事業の適切な推進に向け、次の措置を講ずることを強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 太陽光発電設備について、景観、環境及び防災上の観点から適正な設置がされるよう、良好な山林や土砂災害危険箇所等、設置を抑制する区域を定めるなど、立地の規制等に係る法整備等、所要の措置を講ずること。
- 2 一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して、地域住民への事前説明と地域同意の義務付けと、その結果の国への報告を義務付ける等の法整備を行うとともに、地元自治体の条例等の遵守義務付け、違反の報告のあった場合強い指導を行うこと。
- 3 FIT 法に基づいて認定された事業が未着工の場合、認定後に自治体が制定した条例等の遵守を義務付けるとともに、関係法令が遵守されているか見極め、認定審査基準により改めて認定すること。
- 4 太陽光発電設備が FIT 法の認定基準に従い適正に設置されていることについて、国が責任をもって確認すること。
- 5 土地に自立する太陽光設備を設置する場合、各都道府県の開発許可の基準（技術的基準）を準拠するよう法整備等、所要の措置を講ずること。

令和3年6月30日

岐阜県恵那市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、
経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣